eclat 税理士法人 エクラコンサルティング
株式会社 エクラコンサルティング
Tel. 03-5447-6277 Fax. 03-5447-6278
URL. http://www.eclat-c.com/

相続の手続きに必要な戸籍謄本類

相続が発生すると、必ずやらなければならないことが相続手続きです。具体的には亡くなった方の銀行預金や保険金を相続により受け取る手続や、相続人への各種名義変更手続、相続放棄手続などがこれに当たります。

まず、必ず必要とされているのは：

- 亡くなった方の生れてからの亡くなるまで全ての戸籍謄本類(**戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍**)
- **相続人全員の戸籍謄本**（ケースによっては、除籍謄本や原戸籍を必要とされることがあります。）

また、不動産の名義変更（相続登記）には、**住民票**または**戸籍の附票**も必ず必要とされています。

これらが必要とされている理由は、①現金を受け取る人や名義変更する人が、亡くなった方の相続人であるかどうかを確認するため、②現金の受け取りが相続人全員の意思かどうかを確認するためです。

相続人全員の意思かどうかを知るには、まず、亡くなった方の相続人が誰なのかを正確に知る必要があり、それを知るために、亡くなった方のすべての戸籍謄本類をみて、子供など相続人全員の存在を確認します。

戸籍謄本類　(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍)について

戸籍謄本というのは、通常現在の戸籍を、役所に発行してもらったものを戸籍謄本と呼びます。この戸籍謄本は、現在本籍のある役所でのみ取得する事ができます。住所とは意味が異なります。

除籍謄本というのは、通常過去の戸籍で、その戸籍の中に誰もいなくなった戸籍のことを除籍と呼び、この除籍を役所に発行してもらったものを除籍謄本と呼びます。

例えば、戸籍に記載されている人が死亡すれば、その人は死亡により除籍となります。また、婚姻すれば、婚姻した人は親の戸籍から出る事になり、この場合も除籍となります。そして、戸籍に記載されている全員が除籍となったものが除籍謄本と呼ばれるものです。つまり、戸籍の中に１人でも残っている人がいれば、それは戸籍謄本となります。

改製原戸籍というのは、法が改正される前（最近の改正は平成 6 年)の戸籍のことです。

法改正前の戸籍まで必要な理由は、改製後の戸籍には、その時に有効な事項しか載ってこないからです。例えば、妻または夫が以前に離婚歴があり、子供までいた場合、その子供が離婚した相手と共に除籍していて、その後で法改正されたなら、改製後の戸籍には、離婚歴もその子供も載ってこないからです。つまり、法改正前の戸籍である改製原戸籍を見ない限り、他にも子供がいたということがわからないのです。

住民票と戸籍の附票は、どちらも現住所を証明できる物です。

例えば、現住所が変わり、役所に届けると、住所地の住民票が現住所にまず変わり、それと同時に本籍地に備え付けられている戸籍の附票にも現住所が追加されます。つまり、連動しているということです。

大きな違いとしては、住民票は現住所と１つ前の住所しか記載されませんが、戸籍の附票には、その戸籍が出来た時からの住所が全て記載されますので、戸籍の附票の方が、対応範囲が広く便利といえます。

例えば、亡くなった人名義の預貯金や不動産がある場合など、それを登録した時の住所がいくつか前の住所であった場合、たくさん前の住所が記載されている戸籍の附票の方なら、追加で、前の住所が載っている住民票などを取得する必要はなくなります。

注意しなければならないのは、これら戸籍謄本類は本籍のある役所でしか取寄せ（取得）できないことです。本籍地が遠方の場合、郵送で取寄せということになり、請求書や定額小為替、返信用封筒が必要となります。また、戸籍については、誰でもが取得できるというわけではなく、申請書はもちろんのこと、その戸籍に記載されている人以外の方が取得する為には、委任状などが必要となります。